

Q&A 国民年金

被保険者種別の変更

Q 先日まで民間企業に勤めるOLでしたが、会社員との結婚を機に退職し、専業主婦になりました。どのような手続きが必要ですか。

A 第3号被保険者の種別変更届をしてください。

会社員の方と結婚し、その被扶養配偶者となった場合は国民年金の第3号被保険者となりますので、お住まいの市役所の国民年金担当窓口で加入の手続きを行ってください。手続きの際、第3号被保険者は配偶者である夫(妻)が厚生年金保険や共済組合に加入していることが確認されなければならぬので、届出用紙にある夫(妻)の勤務先事業主確認欄の証明を必ず受けるようにしてください。

第3号被保険者になると、直接、国民年金の保険料を納める必要はありません。これは、第3号被保険者の保険料はその配偶者が加入している厚生年金保険または共済組合などにおいて第3号被保険者の人数に応じ、負担する仕組みとしているからです。しかし、加入の届け出を忘れると国民年金に加入したことにならず、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりすることもあるので気をつけてください。

なお、あなたがこの先、アルバイトをしたり、自営業を営むなどして一定以上の収入を得たりすると夫の被扶養者として認められなくなります。そのときは第3号被保険者になれませんので、第1号被保険者として届け出の手続きをすることになり、自分で保険料を納めることになります。

ハイ!
こちら
相談室

暮らしに役立つ情報

ネット通販のここに注意!

インターネットショッピングが急成長する中、「商品が届かない」「業者と連絡がとれない」などの被害が増加しています。トラブルにあわないためには次のことに注意しましょう。

- ①契約相手方の業者の名前や住所を確認する。
- ②代金は前払いしない。
- ③クレジット番号を送信するときは、セキュリティシステムを確認する。わからない場合は、送信(契約)しないのが安全。
- ④契約内容は、プリントアウトするなど記録しておく。



4月から消費者契約法 が施行されました!

次のような場合、契約を取り消せるようになります。

- 契約を結ぶかどうかの判断に影響する重要な事項について、事業者が事実と違うことを言った場合
 - それを聞いたら契約しなかったような重要な事項について、消費者に不利益なことを事業者がわざと言わなかった場合
 - 将来の価格や受け取るべき金額などの変動が不確定な事項について、事業者が断定的なことを言った場合
 - 自宅などに事業者が居座って、帰ってほしいと意思を示したにもかかわらず、事業者が退去しなかった場合
 - 販売会社から帰りたいと意思を示したにもかかわらず、帰らせてくれなかった場合
- ※消費者の利益を不当に害する契約条項は無効となります

問合先 山梨県消費生活センター地方相談室

☎ 0555(24)9030

市役所市民生活課